

生駒市規則第30号

生駒市消防本部の組織に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

生駒市長 山下 真

生駒市消防本部の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(生駒市消防本部の組織に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市消防本部の組織に関する規則(平成7年3月生駒市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第2項」を「第10条第2項」に改める。

(生駒市消防職員の階級及び職名に関する規則の一部改正)

第2条 生駒市消防職員の階級及び職名に関する規則(昭和53年9月生駒市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第14条の4第2項」を「第16条第2項」に改める。

(生駒市消防吏員の服制に関する規則の一部改正)

第3条 生駒市消防吏員の服制に関する規則(昭和42年4月生駒市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の4第2項」を「第16条第2項」に改める。

(生駒市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正)

第4条 生駒市消防本部消防職員委員会に関する規則(平成8年10月生駒市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第14条の5第3項」を「第17条第3項」に改める。

第8条中「第14条の5第1項各号」を「第17条第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。